**第5期おおさき宝大使をご紹介します**

　市の豊かな歴史や文化、産業、観光資源などを国内外に広く宣伝していただくために、「第5期おおさき宝大使」を委嘱しました。おおさき宝大使は、市の出身者または市にゆかりがあり、教育、芸術、文化、スポーツ、産業経済などの分野で活躍している人たちから選任しています。任期は、令和4年7月31日まで3年間です。

問　観光交流課交流担当　23-7097

**第5期おおさき宝大使名簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 氏名 | 出身地 | 職業・役職 |
| 1 |  | 三本木 | 「すきです三本木」会長 |
| 2 |  | 松山 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、松山中学校同窓会関東支部長 |
| 3 | イガグリ | 古川 | ミュージシャン |
| 4 |  | 東京都 | 温泉ビューティ研究家、旅行作家 |
| 5 |  | 古川 | 東京宮城県人会連合会顧問、渋谷区山下町会会長 |
| 6 |  | 岩出山 | 東京有備会会長 |
| 7 |  | 涌谷町 | 21世紀政策研究所研究主幹、宮城大学名誉教授 |
| 8 |  | 古川 | 女優 |
| 9 |  | 東京都 | 版画家 |
| 10 |  | 岩出山 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、㈱キラット代表取締役社長、キラットファミマ代表 |
| 11 |  | 鹿島台 | 長野県民文化会館長、元東京交響楽団エグゼクティブマネージャー |
| 12 |  | 古川 | 在京古高同窓会会長、首都圏大崎連絡協議会副会長、元駐コロンビア大使、元駐ヴァチカン大使 |
| 13 |  | 三本木 | 首都圏大崎連絡協議会会長、「すきです三本木」副会長、古川工業高等学校同窓会顧問 |
| 14 |  | 愛知県 | 画家、独立美術協会会員、日本美術家連盟東海地区代表 |
| 15 |  | 古川 | 画家、新制作協会会員 |
| 16 | さとう | 古川 | 歌手 |
| 17 |  | 岩出山 | 首都圏大崎連絡協議会常任理事・監事、東京有備会副会長、古川学園同窓会関東支部顧問、㈲サトーファスナー取締役会長 |
| 18 |  | 岩出山 | ㈱ブレストシーブ代表取締役、一般財団法人日本刀剣博物研究財団代表理事、薬学博士 |
| 19 |  | 愛知県 | 丸型ポスト写真家 |
| 20 | ナカ子 | 三本木 | 古川黎明高等学校同窓会関東支部副支部長、「すきです三本木」副会長 |
| 21 |  | 古川 | 役者、劇作家、演出家 |
| 22 |  | 古川 | 大崎市政策顧問、JA全農経営管理委員、在京古高同窓会顧問 |
| 23 |  | 鹿島台 | ジー・オー・ピー㈱代表取締役 |
| 24 |  | 鳴子温泉 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 |
| 25 |  | 古川 | ㈱アーク柏顧問 |
| 26 |  | 鹿島台 | ㈱東武ホテルマネジメント取締役統括総料理長 |
| 27 |  | 鳴子温泉 | 首都圏大崎連絡協議会副会長、㈱アバンサ代表取締役会長 |
| 28 |  | モンゴル | 第69代横綱 |
| 29 |  | 古川 | ボクシング世界5階級制覇者 |
| 30 |  | 東京都 | マルカメグループ会長 |
| 31 |  | 福島県 | 仙台いちょうの会会長、元JR東日本古川地区駅長 |
| 32 |  | 青森県 | 東北大学大学院工学研究科教授・工学博士 |
| 33 |  | 古川 | 自営業コンサルタント |
| 34 |  | 東京都 | 宮城学院女子大学現代ビジネス学部学部長 |
| 35 |  | 古川 | 造形美術家、1064（テントウムシ）美術館・のぶお工房主宰 |
| 36 |  | 大郷町 | 古川学園高校同窓会関東支部長、首都圏大崎連絡協議会前会長代行、「すきです三本木」事務局長、日外アソシエーツ㈱デジタルコンテンツ販売部長 |
| 37 | けあき | 古川 | 女優 |
| 38 |  | 古川 | ㈲ナック代表取締役、ガーデンデザイナー |
| 39 |  | 古川 | 東北放送㈱総務局専任部長、東北映画制作㈱取締役制作事業部長 |
| 40 | ロバート キャンベル | アメリカ | 日本文学研究者 |
| 41 | いづみ | 東京都 | 東京大学名誉教授、中央大学理工学部教授 |
| 42 | ワッキー | 仙台市 | フリータレント、司会業、ラジオDJ、テレビレポーター |

**子育てにやさしい社会へ**

**10月1日から施設等利用料が無償化されます**

　10月1日から、3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが利用する幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料（保育料）が無償化されます。これは、消費税率引き上げに合わせて、国が全国一斉に進めるもので、市内の施設もその対象となります。

　現在市内の施設に入所（園）する子どもの保護者には、施設を経由して、市からの詳しいお知らせを送付します。主な概要は以下のとおりですが、施設や利用方法によって異なりますのでお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子どもの年齢（4月1日時点） | 子どもが利用する施設など | 保護者が負担する費用 |
| ●3歳～5歳  保育の必要性の認定事由に該当する子ども  保育の必要性に該当する例  →共働き家庭  →疾病などで日中の保育が難しい家庭  →ひとり親で働いている家庭など | ①幼稚園、保育所、認定こども園、  障害児通所支援など  子育て支援総合施設（保育所部門）も対象となります。  ②幼稚園、保育所、認定こども園、  障害児通所支援など  子育て支援総合施設（保育所部門）も対象となります。  ③認可外保育施設など | ①無償  幼稚園は月2.57万円まで無償  ②「450円×利用日数」か、「月1.13万円」のいずれか低い方までが無償  ③月3.7万円まで無償 |
| ●3歳～5歳  保育の必要性の認定事由に該当しない子ども  保育の必要性に該当しない例  →専業主婦（夫）家庭 など | 幼稚園、認定こども園、障害児通所支援など  子育て支援総合施設（幼稚園部門）も対象となります。 | 無償  幼稚園は月2.57万円まで無償 |
| ●0歳～2歳  保育の必要性の認定事由に該当し、住民税非課税世帯の子ども | ①保育所、認定こども園など  ②認可外保育施設など | ①無償  ②月4.2万円まで無償 |

**必要な手続き**

新たに認定が必要になる人には、現在入所（園）している施設から「施設等利用給付認定申請書」が配布されますので、添付書類を添えて期日まで施設に提出してください。市外の施設に入所している人は、「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要ですのでお問い合わせください。

**注意点**

3歳以上の保育所入所児童は、これまでの主食費に加えて副食費（4,500円程度）が実費徴収となります。

問い合せ先

・無償化、保育所などに関すること　子ども保育課子ども保育係　23-6040

・幼稚園に関すること　学校教育課学事担当　72-5033

・障害児通所支援に関すること　社会福祉課障がい福祉係　23-2167